

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行個）諮問第72号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第145号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月日に特定労働基準監督署に申告した特定事業場の労働基準法違反に関する申告処理に係る一切の書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の7欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月24日付け山梨個開第27-65号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

山梨労働局の山梨個開第27-65号は、知る権利を不当に害するものであり、非常に不服であります。事業主の安全に関する責任問題を追及するため、労災調査にどのような会社の人間が協力したのかを知りたいので、不開示部分の開示を求めます。

なお、労災の協力は団体交渉で事業主と合意しています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成27年11月27日付け（同日受付）で行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が平成27年12月24日山梨局個開27-65号により行った部分開示決定（原処分）を不服として、平成28年2月4日付け（同月8日受付）審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした情報のうち、一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、特定請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場における労働基準法違反に関する申告に関する文書であり、別表に掲げる文書である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、対象文書中、以下に掲げる部分には、請求人個人に関する情報であって、請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2のうち、19頁、20頁及び25頁

(イ) 是正勧告書（対象文書3）

対象文書3のうち、是正勧告書（控）の是正確認欄

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び同続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができる。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳はかかる申告事案の処理状況及びその経過が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳及び続紙（1頁ないし12頁）の処理経過欄等の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は、これらの情報が開示されることになれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(イ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2の①は、開示することにより、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書2の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例と

して開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(ウ) 監督復命書及び続紙（対象文書3）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

対象文書3の①については、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位との他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的効果により臨検監督の実行性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事実を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発

見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を考慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書3の②は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(エ) 是正勧告書（控）（対象文書4）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準関係等法令に違反があった場合、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。

対象文書の4の①のうち、なお不開示とした部分については、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等につ

いて非協力となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。

以上のことから、これらの情報は、法第14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書4の②については、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれているため、これらの情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(オ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書5）

対象文書5は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハ

のいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

対象文書1の③，対象文書2の③，対象文書3の③は，法14条各号に定める不開示情報に該当しないため，新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張する反論について

請求人は「知る権利を不当に害するもの」「事業者の安全に関する責任問題を追及するため，労災の調査にどのように会社の間が協力したのかをしりたい」等と主張しているが，上記(3)で述べたとおり，法12条に基づく開示請求に対しては，開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示，不開示を判断しているものであることから，請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報については，原処分の一部を変更し，一部については新たに開示した上で，その余の部分については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの規定に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき，平成28年4月28日付け厚生労働省発基0428第24号により諮問した平成28年(行個)諮問第72号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について，諮問庁としては原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが，下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

(1) 担当官が収集又は作成した文書のうち19頁，20頁及び25頁について

諮問庁としては，当該文書には，審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが，当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，これらの内部情報は不開示とすることが妥当である。

さらに，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に

対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は不開示とすることが妥当である。

(2) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち56頁の対象文書全体について

諮問庁としては、当該文書には、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

このほか、当該文書には請求者以外の個人に関する情報であって、審査請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 上記1, 2を受けて、理由説明書の別表についても以下のとおり修正する。

文書番号	対象文書名	頁	不開示部分	該当条文
2	担当官が収集又は作成した文書	③ 19頁, 20頁, 25頁	① 19頁及び25頁 ② 20頁の「適用詳細情報」欄及び「継続一括詳細情報」欄左から2列目及び4列目	法14条3号イ及び7号柱書き

5	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	②56頁	対象文書全体	法14条2号及び3号イ
---	------------------------	------	--------	-------------

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 平成29年8月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年11月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「私が平成26年特定月日に特定労働基準監督署に申告した特定事業場の労働基準法違反に関する申告処理に係る一切の書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、下記(1)ないし(3)に掲げる文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表1の文書2について

当該部分は、特定労働基準監督署の業務処理上必要な情報として通常から保有しているものを資料として添付したものと認められる。

したがって、当該情報は、その作成又は取得の目的等を考慮しても、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1の文書4について

当該部分は、是正勧告書（控）の確認のため専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(3) 別表1の文書5について

当該部分は、審査請求人の申告に関連して特定事業場が提出した文書であり、その取得の目的等を考慮すると申告人である審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の7欄に掲げる部分について

ア 通番3は、労働相談後の労働基準監督署の対応方針であるが、審査請求人に説明した事項であり、審査請求人が知り得る情報である。

このため、これを開示しても、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番8は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示するとしている情報と同じ内容であることから、審査請求人が知り得る情報である。

当該部分は、個人に関する情報に該当するとは認められず、また、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、さらに犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められず、加えて行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供さ

れたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番12は、特定事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分のうち、労働者代表の職名については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから同号ただし書きイに該当し、その余の部分については、個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号の該当性について

通番7及び通番9は、労働基準監督官が臨検監督を実施した際に面接した関係者及び是正勧告書を受領した者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番12のうち、労働者代表の署名及び印影部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書きイに該当せず、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12のうち、特定事業場の印影部分については、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさ

わしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条5号及び7号イ該当性について

通番1は、労働基準監督署の申告処理に係る対応方針が記載されており、通番3は、労働基準監督署の労働相談及び労働基準監督官の申告処理に係る対応方針並びにその方針を判断するに当たり収集した情報が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う相談及び監督における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番2及び通番4は、労働基準監督官と特定事業場担当者とのやり取り、労働基準監督署の申告処理に係る対応方針等であって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6（下記（ウ）を除く。）について

「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した特定事業場の内部情報であり、「署長判決」欄については、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であり、「参考事項・意見」欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施した方法、臨検監督を実施したことにより判明した内容及び事業場への指導内容等の行政措置に係る情報である。

いずれも、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督における調査の手法・内容等が明らかになる情報であると認められ、上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 6 (「是正期日 (命令の期日も含む)」欄に限る。) 及び通番 8 について

通番 6 は、是正期日の記載であり、通番 8 は、特定労働基準監督署が特定事業場に指導した違反条項及びその是正期日の記載である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号、3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 11 について

当該部分は、被申告事業場から提出された文書及び労働基準監督官が臨検監督において被申告事業場から収集した文書であり、これらの文書が被申告事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、被申告事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 2 の 7 欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、同条 3 号ロ、5 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別

表2の7欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分			2 保有個人情報 該当性
文書番号	文書名	該当部分	
文書 2	担当官が作成又は入手した文書	19頁, 20頁及び25頁	該当しない。
文書 4	是正勧告書(控)	46頁の是正確認欄	該当しない。
文書 5	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	56頁	該当する。

別表 2

1 文書 番号	2 対象文 書名	3 頁 数	4 通 番	5 不開示部分	6 該当条 文	7 開示 すべき 部分
1	申告処理 台帳及び 申告処理 台帳続紙	1 頁 な い 1 2 頁	1	① 1頁完結区分の右欄, 12頁「処理経過」欄10行 目	法14条 5号及び 7号イ	
			2	② 2頁の10行目26文字 目ないし14行目, 17行目 ないし20行目, 24行目な いし26行目, 3頁「処理経過」欄1行目な いし6行目, 5頁「処理経過」欄25行目 ないし30行目, 6頁「処理経過」欄のすべ て, 7頁「処理経過」欄1行目な いし17行目, 19行目1文 字ないし11文字目, 21行 目17文字目ないし22行 目, 24行目ないし31行 目, 8頁「処理経過」欄1行目, 4行目ないし9行目,	法14条 2号, 3 号イ及び ロ, 5号 並びに7 号イ	

				<p>9 頁「処理経過」欄 1 行目， 4 行目ないし 9 行目， 2 5 行 目ないし 3 2 行目， 1 0 頁「処理経過」欄 1 行目 ないし 4 行目， 1 1 頁「処理経過」欄 1 行 目， 3 行目ないし 1 2 行目， 1 4 行目ないし 2 3 行目， 1 2 頁「処理経過」欄 5 行目 ないし 8 行目</p>		
			<p>③ 2 頁 1 5 行目ないし 1 6 行目， 2 1 行目ないし 2 3 行 目， 3 頁「処理経過」欄 7 行目な いし 8 行目 5 頁「処理経過」欄 3 1 行目 ないし 3 2 行目 7 頁「処理経過」欄 1 8 行 目， 1 9 行目 1 2 文字目ない し 2 1 行目 1 6 文字目， 2 3 行目， 3 2 行目， 8 頁「処理経過」欄 2 行目な いし 3 行目， 1 0 行目ないし 1 2 行目 9 頁「処理経過」欄 2 行目な いし 3 行目， 1 0 行目ないし 1 2 行目 1 1 頁「処理経過」欄 2 行 目， 1 3 行目， 2 4 行目 1 2 頁「処理経過」欄 9 行 目， 1 1 行目ないし 1 2 行目</p>	新たに開 示		
2	担当官が 作成又は 収集した 文書	1 3 頁 ない し	3	<p>① 1 3 頁 完結区分の右欄， 1 5 頁「処理経過」欄 1 行目 ないし 2 行目 1 6 頁「処理経過」欄 1 行目 ないし 2 行目 1 7 頁「処理経過」欄 2 1 行</p>	法 1 4 条 5 号及び 7 号イ	2 7 頁 「処理 状況・ 意見」 欄の 1 0 行目

		4 3 頁	<p>目ないし28行目 18頁6行目32文字目ないし13行目6文字目, 19行目 27頁「処理状況・意見」欄の10行目ないし12行目, 「処理結果」欄の右枠 29頁「処理状況・意見」欄, 「処理結果」欄の右枠 37頁「指導及び処理経過」 「署長意見」の右欄 40頁30行目ないし32行目</p>		<p>32文字目ないし12行目 最終文字及び「処理結果」欄の右枠, 29頁「処理状況・意見」及び「処理結果」欄の右枠の2行目ないし最終行</p>	
			4	<p>② 14頁の10行目26文字目ないし14行目, 17行目ないし20行目, 24行目ないし26行目, 16頁「処理経過」欄5行目ないし8行目, 10行目ないし20行目, 22行目, 23行目, 25行目ないし32行目 17頁「処理経過」欄1行目ないし15行目, 17行目, 18行目</p>	<p>法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ</p>	
			5	<p>③ 19頁, 20頁, 25頁</p>	<p>保有個人情報非該当 法14条</p>	

					3号イ及び7号柱書き		
				④ 14頁15行目ないし16行目, 21行目ないし23行目, 15頁「処理経過」欄3行目, 4行目 16頁「処理経過」欄3行目, 4行目, 9行目, 21行目, 24行目 17頁「処理経過」欄16行目, 19行目, 20行目 18頁1行目ないし6行目31文字目, 13行目7文字目ないし18行目, 20行目ないし21行目, メモ書き箇所		新たに開示	
3	監督復命書及び続紙	4 4 頁 及 び 4 5 頁	6	① 44頁「週所定労働時間」「最も賃金の低い者の額」の右欄, 署長判決欄, 是正期日(命令の期日を含む。)の2枠目, 「参考事項・意見欄」右欄の2行目ないし5行目 45頁「参考事項・意見欄」右欄の2行目17文字目ないし8行目	法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ		
			7	② 44頁「面接者職氏名」欄	法14条2号		
				③ 44頁表題「監督復命書」横のメモ書き箇所, 「労働組合」欄, 「是正期日」欄の1枠目, 3枠目から7枠目 45頁「参考事項、意見」欄1行目ないし2行目16文字目	新たに開示		

4	是正勧告書（控）	4 6 頁	8	① 「違反事項」欄，「是正期日欄」	法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	労基法第37条の是正期日部分
			9	② 「受領者職氏名」欄	法14条2号	
			1 0	③ 「是正確認」欄	個人情報非該当	
5	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	4 7 頁 ない し 6 3 頁	1 1	① 47頁ないし55頁，57頁ないし63頁	法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	
			1 2	② 56頁	個人情報非該当 法14条2号及び3号イ	労働者の署名及び印影並びに特定事業場の印影を除く部分

※ 文書番号4の②の，欄の記載名に誤植があり，当審査会で修正している。